

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	203
事項名	国立大学教員等の民間企業との勤務時間内兼業の容認（株式会社等の監査役兼業）
規制の特例措置の概要	国立大学教員等の監査役兼業について、給与の減額が行われることを前提として、勤務時間内の兼業によらなければ監査役兼業が行えない事情が認められ、公務の運営に支障が生じない等の場合においては、職務専念義務を免除し、勤務時間内における兼業を可能とする。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容  
【以下の内容を実現するために必要な人事院規則の整備を要請する。】

特定事業の名称	国立大学教員等の勤務時間内監査役兼業事業
措置区分	規則
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	国家公務員法第101条 人事院規則14-19
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14-19に基づき監査役兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内に存する国立大学等（人事院規則14-19に基づく国立大学及び試験研究機関等をいう。以下、この表において同じ。）の国立大学教員等（人事院規則14-19に基づく国立大学教員又は研究職員をいう。以下、この表において同じ。）が監査役兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該国立大学教員等が監査役兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ監査役兼業の遂行に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	国立大学教員等がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して所轄庁の長（委任が行われた場合は国立大学等の長）又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の長の承認を得なければならないこととする。